

事 務 連 絡

令和4年10月24日

研究機関事務代表者 御中

国立研究開発法人日本医療研究開発機構

経理部契約検査課検査グループ

「全国旅行支援」の利用不可について

平素より弊機構の事業遂行にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記の件、令和4年10月11日より「全国旅行支援」が実施されておりますが、同支援は全国を対象として観光需要の喚起を目的としたものであり、研究活動等に伴う出張（同支援の実施の有無にかかわらず、研究活動等上の必要に基づき業務として行うもの）に対して同支援を利用することはその目的から外れますので、弊機構からの委託研究開発費・補助事業費等を財源とする出張においては「全国旅行支援」の利用は認められませんのでご注意くださいようよろしくお願いいたします。

以上

【ご参考】

- ・全国旅行支援の実施について（令和4年9月26日観光庁）

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001514334.pdf>

- ・「Go To トラベルキャンペーン」の利用不可について（令和2年7月31日）

<https://www.amed.go.jp/content/000079417.pdf>